

## 「相対的無輸血」のお知らせ

川口市立医療センターでは、「宗教的輸血拒否に関する診療指針の基本方針」に基づき、以下のように対応します。

### 宗教的輸血拒否に関する診療指針の基本方針

- 1 当医療センターでは「いかなる場合も相対的無輸血治療を行う」を基本方針とする。
- 2 宗教上の理由で輸血拒否を望む皆さんに対して、そのことが理由で診療拒否はしない。
- 3 患者やその家族が提示する免責証明書等は受け取らない。絶対無輸血治療に同意する文書等には署名しない。
- 4 当医療センターの治療方針に同意して頂けるように努めるが、同意を得られない場合は他院での治療を勧める。
- 5 緊急の場合は手術同意書や輸血同意書が得られない場合でも救命のための手術や輸血を実施する。

相対的無輸血： ご本人の意志を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時には輸血を行うという立場・考え方。

絶対無輸血： ご本人の意志を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。